

# 谷津みのり保育園登園届(保護者記入)

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるかぎり防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

下記の感染症、または園長が嘱託医の意見を聞き、総合的な視点(感染力が強い・重い病気である等)から集団発生の可能性があるると判断した感染症にかかった場合には、登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断に従い登園届を保護者の方が記入し、ご提出をお願いします。なお、集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。

氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

該当疾患 に○	疾患名	登園のめやす
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間以上経過し、発熱、発疹の症状が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	感染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
	胃腸炎	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになってから
	突発性発疹	解熱し機嫌がよく、全身状態が良いこと
	伝染性膿痂疹(とびひ)	患部が乾燥しているか、湿潤部分が被覆できる程度のものであること
	その他の感染症疾患( )	

年 月 日 医療機関名『 \_\_\_\_\_ 』において  
上記の診断を受けましたが、症状が回復し、集団生活の支障がないと判断されましたので  
年 月 日より登園いたします。

保護者名 \_\_\_\_\_

厚生労働省『保育所における感染症対策ガイドライン』より  
※一部「学校保健安全法施行規則」準用